

組合長	参事	総務課長	総務課長代理	総務課長補佐	総務課(係)

伺)組合員死亡届を受理してよろしいか。また、総会終了後持分を払い戻すこととしてよろしいか。

(理事会報告日 : 令和 年 月 日)

組合員死亡届及び持分払戻請求書

令和 年 月 日

新見市森林組合
代表理事組合長 竹本 俊郎 殿

〒

(相続人)
住所

フリガナ
氏名

(組合員コード:)

印

TEL () -

貴組合の組合員 が死亡しましたので、新見市森林組合定款12条の規定によりお届けします。

つきましては、組合員の相続人である私に対し、定款第29条の規定により持分の払い戻しを請求します。

記

1. 死亡した組合員の住所及び氏名 (被相続人)	住所 氏名 (組合員コード:)
2. 死亡年月日	平成・令和 年 月 日
3. 出資口数	口 (出資金額 円)
4. 申告事項	・相続人は私1人のみである ・相続人は数人あるが、相続人の同意をもって選定された1人である(別紙様式1のとおり) のいずれかを選択
5. 添付書類	相続同意書(別紙様式1)

(注1)森林組合法第38条及び新見市森林組合定款28条の規定により、持分の払戻しは決算総会終了後となります。

出資金の振込先を記入して下さい。

取引先金融機関 晴れの国岡山農業協同組合
銀行 支店

口座名義人

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--